

質問回答

平成 25 年 5 月 29 日

「フィリピン国ミンダナオ島南部地域回廊補修事業(ダバオバイパス整備事業)準備調査」

(公告日:平成 25 年 4 月 10 日 / 公告番号:5 について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。)

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	配布資料	<p>配布資料(6) "Final Business Case Report Davao City Roads" (Feb. 2013) には、Volume II 及び Volume III があるようなのですが、これらをご配布いただくことは可能でしょうか。</p> <p>【質問事項の詳細】配布資料(6) "Final Business Case Report Davao City Roads" における、第三章 "Technical Aspects of Preliminary Design"、"3.4 Preliminary Design" では、次のような記述がございます。</p> <p>"Plan and Profile drawings, cross-sections and structural drawing are included in the Volume II-Design Report and Volume III-Drawings."</p> <p>この記述からしますと、配布済みの資料は Volume I に相当し、これと一体となつて、Volume II 及び Volume III が存在するのではないかと思われます。</p> <p>Design Report 及び Drawings は、本案件プロポーザルの業務実施方針などを検討する上で</p>	<p>配布資料としてお配りさせていただいた資料一式が JICA が有する資料の全てです。</p> <p>ご指摘の通り先行調査の "Final Business Case Report Davao City Roads" については、本調査実施の上でのベースとなるもので、図面集等を含め JICA フィリピン事務所を通じて DPWH に対し全資料の提供を求めてまいりましたが、残念ながら先方より提出があったのはレポートの一部でした。プロポーザルには今回配布した資料をもとに業務実施方針を記載ください。</p>

		不可欠な資料だと思われるので、配布可能ならばご配布いただきたく存じます。	
2		本案件について、貴機構の競争参加資格を既に持っている外国法人ならば、JV を組むことは可能でしょうか。	可能です。
3		外国籍人材活用の条件として、「日本国法令に基づき設立された内国法人に在籍する外国籍の人材」という表記がございますが、こちらは補強として参加する人材の活用に関する条件という理解でよろしいでしょうか。	「外国籍人材の活用を2分の1を超えない範囲とする」を、「外国籍人材の活用を認めます」（無制限）とします。
4		本調査では現地傭人の活用が可とされております。フィリピンにおきましては、経験豊富で優秀なローカルエンジニアはローカルコンサルタント会社に所属していることから、現地傭人を現地再委託として提案させていただくことは可能でしょうか	可能ですが、業務内容に鑑みて現地傭人として一般業務費で傭上するのがいいのか、もしくはローカルコンサルタントとして委託するのがいいのか、の判断に加え、より経済的な傭上や委託を検討願います。現地再委託する業務は業務指示書の第3の「6」に記載のとおりですが、それ以外の業務で再委託する場合は、プロポーザルで提案してください。
5		比国側実施体制としてJoint Coordination Committee(JCC)とTechnical Working Group(TWG)は形成されますでしょうか？	配布資料の M/D の " IX. Undertakings of DPWH " にて Joint Coordination Committee(JCC)の設置を確認しております。Technical Working Group (TWG)については M/D 上の記載はないため、形成については現時点では未定です。